

「新昇試サブノート刑法・刑事訴訟法〔改訂版〕」訂正とお詫び

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

対象書籍

改訂版

初版



287 頁 7～8 行 section65 【接見指定】	
誤	法文上は、検察官、検察事務官、又は 司法警察員 が指定権者とされているが、実務上は次のとおりである。
正	法文上は、検察官、検察事務官、又は 司法警察職員 が指定権者とされているが、実務上は次のとおりである。

※下記の部分の誤りにつきましては、改訂版までに訂正が行われているものです。

対象書籍

初版



46 頁 下から 2 行目 section9 【正犯と共犯】	
誤	情を知っている 非 利用者
正	情を知っている 被 利用者

91 頁 17～19 行 section19 【放火罪】	
誤	(物置が焼損したにとどまれば、 自己所有非現住建造物等放火罪 の未遂、隣接の他人の現住建造物に延焼すれば、同罪の既遂となる)。
正	(物置が焼損したにとどまれば、 現住建造物等放火罪 の未遂、隣接の他人の現住建造物に延焼すれば、同罪の既遂となる)。

以上